

各分科会における審議の結果報告

- 別添 1 施設・研修等分科会における審議の結果報告
- 別添 2 公物管理等分科会における審議の結果報告

第 44 回 施設・研修等分科会における審議の結果報告 平成 26 年度ヒアリング候補事業の選定等について

『平成 26 年度 事業選定方針及びプロセスについて（平成 26 年 9 月 30 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等が検討を行い回答した調書及びヒアリング候補事業等について、平成 26 年 12 月 9 日開催の第 44 回施設・研修等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

1. 自主的選定の状況

各府省等より自主的選定が行われた施設・研修等分科会担当分 6 事業に関して、公共サービス改革法対象事業とすることの了承を得た。

2. 今年度ヒアリング候補事業の選定

各府省等から提出された様式等に基づき、事務局が整理した内容を踏まえ、今年度のヒアリング対象事業（案）（施設・研修等分科会担当分 5 事業）を選定した。

3. 来年度以降ヒアリング候補事業の選定

各府省等から提出された様式等に基づき、事務局が整理した内容を踏まえ、来年度以降のヒアリング候補事業（改善を要請する事業）（案）（施設・研修等分科会担当分 50 事業）を選定した。併せて、改善を要請した事業のうち、複数回改善を要請しても依然として成果が確認されない事業の取り扱いについて、検討を行った。

【委員からの主な意見】

- 「改善を要請した事業に関する今後の対応について」に関して、法第 7 条に基づく意見募集と併せて事業を公表することには異存ないが、広く意見を求める必要があるため、複数回の公表後にリスト除外すべき。

4. 特殊法人が実施する事業

特殊法人が実施する事業について、昨年度の再点検の要請に基づき、各法人が実施（検討）している対応について、引き続き、フォローアップを行っていくこととした。

【委員からの主な意見】

- 監理委員会におけるこれまでの審議により蓄積してきた改善方策等について、特殊法人に紹介することで、さらなる競争性の拡大等が期待できるのではないか。

5. 業務フロー・コスト分析

平成 26 年度に業務フロー・コスト分析を実施した事業について、分析結果の概要を事務局から説明し、今年度、ヒアリングの対象とする事業を選定した。

また、新たに業務フロー・コスト分析の実施を求める事業の考え方について、既に実施が確定している 3 事業に加え、独立行政法人が実施している 8 事業について、引き続き、各法人との調整を行っていくこととした。

【委員からの主な意見】

- 自動車検査（独）のように、分析結果を活用し、コスト削減につながると考えられる具体的な業務改善を検討している事業もあり、こうした事例を広く公表し、業務フロー・コスト分析の有用性についてアピールしてほしい。
- 分析結果を官民競争入札の実施の要否に用いる場合、単純に官が実施している業務を可視化するだけでなく、業務手順の見直し等、改善を前提とした上で、検討を進めていく必要がある。
- コストを低減させることだけではなく、業務品質の向上といった観点から、分析結果を活用することが重要。

6. 基本方針別表フォローアップについて

公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月閣議決定）において、平成 26 年度末までに結論を得ることとされていた「全国港湾海洋波浪情報網における海象情報統計解析等補助業務」について、事務局ヒアリングにて確認した国土交通省が講じた入札改善の取組及びその結果等に基づき、基本方針別表から除外することとした。

以 上

第 24 回 公物管理等分科会における審議の結果報告 平成 26 年度ヒアリング候補事業の選定等について

『平成 26 年度 事業選定方針及びプロセスについて（平成 26 年 9 月 30 日官民競争入札等監理委員会了承）』に基づき、各府省等が検討を行い回答した調書及びヒアリング候補事業等について、平成 26 年 12 月 10 日開催の第 24 回公物管理等分科会で審議を行った。概要は以下の通りである。

1. 自主的選定の状況

各府省等より自主的選定が行われた公物管理等分科会担当分 4 事業に関して、公共サービス改革法対象事業とすることの了承を得た。

2. 今年度ヒアリング候補事業の選定

各府省等から提出された様式等に基づき、事務局が整理した内容を踏まえ、今年度のヒアリング対象事業（案）（公物管理等分科会担当分 14 事業）を選定した。

3. 来年度以降ヒアリング候補事業の選定

各府省等から提出された様式等に基づき、事務局が整理した内容を踏まえ、来年度以降のヒアリング候補事業（改善を要請する事業）（案）（公物管理等分科会担当分 62 事業）を選定した。併せて、改善を要請した事業のうち、複数回改善を要請しても依然として成果が確認されない事業の取り扱いについて、検討を行った。

【委員からの主な意見】

- 国と独立行政法人との契約については、事業の継続性を検証しつつ、業務の発注方法を把握・精査した上で、今後整理していくべき。
- 「改善を要請した事業に関する今後の対応について」に関して、法第 7 条に基づく意見募集と併せて事業を公表することには異存ないが、民間事業者から積極的に意見が出される仕組みについて検討する必要がある。また、意見募集に当たっては、実施の趣旨を明確にし、これまでの経緯等を併せて明示すべき。

以 上